別表六(十一)の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「特別控除)」の次に「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の５第２項若しくは第３項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を加え、同第三号中「第27条の５第７項」を「第27条の５第９項」に改める。

別表六(十三)の記載要領第１号中「）第42条の７第２項、第３項若しくは第５項」を「）第42条の７第２項、第３項又は第５項」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の７第２項、第３項若しくは第５項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)」を削る。

別表六(十四)の表中「措法第42条の９第１項の表の各号の該当号」を「措法第42条の９第１項の表の各号の該当号（旧措法第42条の９第１項の表の各号の該当号）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に改め、「特別控除)」の次に「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成24年旧措置法」という。)第42条の９第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を加え、同第五号を同第六号とし、同第四号中「第27条の９第10項」を「第27条の９第11項」に改め、同号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　平成24年旧措置法第42条の９第１項の規定の適用を受ける場合には、「(1)」の欄の上段に「(旧法)」と記載すること。

別表六(十五)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十)「49の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「54の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「48の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「53の②」）」に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号。以下この号及び第５号において「平成24年改正法」という。)附則第22条第１項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正法第１条の規定による改正前の」を加え、同第三号中「外書には、」の次に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第105号）附則第12条第１項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の」を加え、同第五号中「外書には、」の次に「平成24年改正法附則第23条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される」を加える。

別表六(十六)の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十)「53の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「47の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「52の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「46の②」）」に改める。